

## 早わかり中国特許

～中国特許の基礎と中国特許最新情報～

2015年8月7日

執筆者 河野特許事務所

弁理士 河野英仁

(月刊ザ・ローヤーズ 2015年7月号掲載)

### 第50回 中国第4次専利法改正案のポイント (第2回)

中国知識産権局は2015年4月1日第4次専利法改正案を公表した。改正の対象は、損害賠償額、職務発明、部分意匠制度、当然実施許諾制度、侵害行為に対する厳罰化、3倍賠償、インターネット上の侵害に対する救済、特許権評価報告提出義務づけ、標準特許等多岐にわたり、実務上大きな影響を与えることとなる。以下では日本企業にとって重要な法改正のポイントについて前回に続いて解説する。

#### 8.特許保護対象の拡大

近年産業界から、水産及び畜産等の養殖動物の病気診断及び治療方法に特許の保護を与えるべきとの声が日増しに強まっている。実務上、米国、オーストラリア、日本、韓国、カナダ、ニュージーランド等の国家では、動物の病気及び治療方法の全部または一部を特許の保護範囲に含めており、欧州も審査過程で少しずつ緩やかな態度を取り始めている。そこで、動物養殖産業の創新及び発展を鼓舞し、国際的調和を図るべく、養殖動物に対する病気の診断及び治療方法を特許の保護対象とする提案をなした。

改正前	改正後
<p><b>第25条</b></p> <p>次に掲げるものに対しては、特許権を付与しない。</p> <p>(1) 科学的発見。</p> <p>(2) 知的活動の法則及び方法。</p> <p>(3) 疾病の診断及び治療方法。</p> <p>(4) 動物及び植物の品種。</p> <p>(5) 原子核変換の方法により得られる物質。</p>	<p><b>第25条</b></p> <p>次に掲げるものに対しては、特許権を付与しない。</p> <p>(1) 科学的発見。</p> <p>(2) 知的活動の法則及び方法。</p> <p>(3) 疾病の診断及び治療方法。<u>ただし養殖動物に関するものを除く。</u></p> <p>(4) 動物及び植物の品種。</p> <p>(5) 原子核変換の方法により得られる物質。</p>

<p>(6) 平面印刷品の模様、色彩又は両者の組合せについて主に標識として用いられるデザイン。</p> <p>前項第(4)号の製品の生産方法に対しては、本法の規定に基づいて特許権を付与することができる。</p>	<p>質。</p> <p>(6) 平面印刷品の模様、色彩又は両者の組合せについて主に標識として用いられるデザイン。</p> <p>前項第(4)号の製品の生産方法に対しては、本法の規定に基づいて特許権を付与することができる。</p>
---	---

### 9. 外観設計特許出願についての優先権

外国企業はパリ条約優先権を主張して6ヶ月以内に中国へ外観設計特許出願をすることができる。一方中国国内では外観設計特許については優先権主張が認められていなかった。

このように内外国間で不平等が生じていたため、今回の改正により外観設計特許の優先期間を6ヶ月認めることとした。

改正前	改正後
<p><b>第29条</b></p> <p>出願人は発明又は実用新型を外国で最初に特許出願した日から12ヶ月以内に、又は外観設計を外国で最初に特許出願した日から6ヶ月以内に、中国で同一の主題について特許出願するときは、その外国と中国とで締結した協定又は共に加盟している国際条約、又は相互に優先権を認める原則に基づき、優先権を享有することができる。</p> <p>出願人は発明又は実用新型を中国で最初に特許出願した日から12ヶ月以内に、<u>国務院特許行政部門に同一の主題について特許出願を行う場合は、優先権を享有することができる。</u></p>	<p><b>第29条</b></p> <p>出願人は発明又は実用新型を外国で最初に特許出願した日から12ヶ月以内に、又は外観設計を外国で最初に特許出願した日から6ヶ月以内に、中国で同一の主題について特許出願するときは、その外国と中国とで締結した協定又は共に加盟している国際条約、又は相互に優先権を認める原則に基づき、優先権を享有することができる。</p> <p>出願人は発明又は実用新型を中国で最初に特許出願した日から12ヶ月以内に、<u>又は外観設計を中国で初めて特許出願した日から6ヶ月以内に、国務院特許行政部門に同一の主題について特許出願を行う場合は、優先権を享有することができる。</u></p>

### 10. 優先権の回復

優先権主張期限に関する規定は厳格に適用され、期間を徒過した場合、優先権主張の

効果が失われることとなる。

近年、《特許法条約》、PCT 規則、米国・ドイツ等の特許制度においては、ともに期限要求に関し、出願人に緩やかな態度を取っており、出願人に優先権の回復の機会を与えている。出願人の利益保護及び国際的制度の調和の観点から、専利法にて優先権主張を行わなかった場合の効果を明確化すると共に、救済に関しては実施細則にて具体的に規定することとした。

改正前	改正後
<p><b>第 30 条</b></p> <p>出願人が優先権を主張する場合は、出願時に書面による申立てを為し、3 ヶ月以内に最初に提出した特許出願書類の謄本を提出しなければならない。書面による申立てを提出せず又は期間を経過しても特許出願書類の謄本を提出しない場合は、優先権を主張しなかったものとみなす。</p>	<p><b>第 30 条</b></p> <p>出願人が優先権を主張する場合は、<u>規定に基づき</u>出願時に書面による申立てを為し、3 ヶ月以内に最初に提出した特許出願書類の謄本を<u>提供</u>しなければならない。<u>規定に基づき</u>書面による申立てを提出せず又は期間を経過しても特許出願書類の謄本を<u>提供</u>しない場合は、優先権を主張しなかったものとみなす。</p>

→続きは、月刊ザ・ローヤーズ7月号をご覧ください。